

コミュニケーションと地域の接合

特集 越境と地域空間——マイクロ・リージョンをとらえる

マイクロ・リージョンとしての移民社会と「本国」

——「場」の生成による地域

園田節子

はじめに

——「地域」は地理空間からの括りのみか

ある事象や時代・社会問題を読み解くにあたって、その

うした地域の境界は、扱うテーマによって多様に伸縮する。ところが海外への移動や海外移住をテーマにすると、地理とはまったく異なる空間的括りの「地域」が現れてくる。本稿では、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて、広東から太平洋の対岸へと渡った近代華僑、具体的には一九世紀の北アメリカ太平洋岸の華僑社会を例に、移民の空間から見えてくる「地域」を捉え直す。

もともと、日本の従来の華僑研究でも地理的括りが色濃い。たとえば前近代から中国との地域関係を有してきた日本や東南アジアとは異なり、地理的に遠い、太平洋を挟んだ国々であるカナダ、アメリカ合衆国、メキシコ、パナマ、エクアドル、ペルー、オーストラリアなどが、中国移民の歴史に関わってくる時期は新しく、一九世紀半ばからである。そして、華僑・華人史の研究領域でこうした国々の事例は、東南アジアの華僑・華人に比べて周縁的に捉えられている。北アメリカを例にすると、日本ではこの地域の中国移民に関する研究が絶対的に少なく、研究上の周縁性を端的に示しており、さらに成田節夫や内田直作の著作にはそれが具体的に表れている。東南アジアの華僑・華人へのまなざしから発展してきたこれらの研究は、北米華僑については、中国移民の渡航や居住地域の地理的広がりを実証するために言及し（成田 1941）、あるいはまとまった分量のあるアメリカ華僑研究であっても、東南アジア華僑社会

背景にある、なんらかの特性を備えた人間社会をひとつのまとまりとして把握する必要が生じるとき、そのように括られた人間社会が空間的にいったいどこまで及ぶのかという「地域」としての括りを、私たちはまず地理的に行っている。国家や広域共同体、言語や文化などの要素から、地域とみなす範囲が地理的にどこまでか、と括っていく。そ

との比較を念頭に書かれ（内田 1970）、つまりは華僑の世界的拡散の文脈のみで扱われてきた。東南アジアの華僑・華人は、中国との頻繁な往来や交易活動、現地での経済的成功や社会的上昇など、中国との地域関係を体現するものとして重視されうる前提がある。華僑・華人の居住地域・居住国はそれゆえに故地との地理的な距離によって地域関係の濃淡を測られ、中心的課題とみなされるか、その周縁となるかが決定された。

しかし、北アメリカという遠隔地にありながら、現地の中国移民社会では「本国」との浅からぬ関係をその内部で築いた点で、移民による特筆すべき空間が形成されていた。そこには、人間関係の上に成り立った地域の広がりとして、人の移動・移住が生み出した生活・文化・政治の空間が存在している。若干の先回りを承知で指摘すれば、近代移民社会の空間——本稿ではこれをマイクロ・リージョンとみなす——、その空間を成立させるための重要なファクターのひとつは、移民社会で存在感を強める「本国」である。「本国」の重要性についてキューン（Kuhn 1997）は、海外華僑にとって「本国」としての中国の存在は、それが中華文明としての中国、一国家としての中国、故郷・故地としての中国いずれを指すにせよ、近現代を通じて居住先社会での生活、社会的上昇、教育やメンタリティーに影響し続けるファクターであり、居住国の歴史にも中国史にも

従属しない、華僑史という一個の歴史を成り立たせる不可欠の主体であると論じている。

本稿で論述していくように、そのような存在の「本国」が北米中国移民の生活空間に具体的に現出し始めるのは、清朝の海外常駐外交使節制度の発足以降ということができ。一八七九年以後、北米各地のチャイナタウンのなかに清朝の「在外使領館」（公使館・領事館）の設置が進むと、それと同時に統括団体「中華会館」(Chinese Consolidated Benevolent Association 略称「C C B A」)が結成されていった。これによって中国移民社会では、中国が「本国」として重要性を増した。移民コミュニティで、移民の故地としての出身地に加えて、出身国の文化的・政治的要素が意味を持ち始める、新たな「場」が生成するのである。

I 北米の中国移民社会の形成

——移動者の形成する社会

中国から太平洋対岸に人々が継続的に上陸するようになるのは、一八四八年のカリフォルニアのゴールドラッシュが契機であり、これに次いで一八六二年に着工し、一八六九年に完成した大陸横断鉄道の敷設工事における労働需要が拍車をかけた。このとき渡航した集団は、珠海デ

り、広東という一地方の「どの県」あるいは「どの地域」から来たかが大きな意味を持っていた。

この移民社会の特徴は、第一に商業の要素の強さ、そして第二に移動性の高さである。

中国人は早期から都市型移民の傾向が強かった。上陸時に契約労働者として鉱山や鉄道建設現場へ移動していき、満期を迎えると大多数はサンフランシスコの市内中心部に移動し、そこで日雇い労働、行商、たばこや靴の製造業、洗濯業、小飲食店などの多種多様な業種に携わって、自活の途を模索した。なお初期には都市中心部のみならず、郊外や内陸や沿岸部で、農業や林業、漁業に携わる中国人の姿も見られた。都市に出た労働者が急速に「華商」と呼ばれる商業従事者に転身してきた、その要因については次のような説明があり、移民が故地で身につけた「歴史資本」(historical capital)による、⁶と云うのである。一九世紀半ばの南中国社会では、商業の発展によって、職人・農民・読書人など、商業従事者ではない人々を含めた、およそすべての社会階層が、金の貸し借り・投資・市場予想・賃労働といった何らかの形で、すでに貨幣を扱う技術を持つようになつており、商業的経験から隔離された生活は不可能になつていた(Kuhn 1997)。多数の中国人労働者が零細規模の商業領域へ進出し、華商へと不断に転身し始めることで、サンフランシスコの華民集住区画は商業コミュニティ

ルタの西側に位置する広東省新寧県（現在の江門市台山）、新会県、開平県、恩平県の四つの県、すなわち「四邑」と呼ばれる地域からの労働者が圧倒的多数であった。それを証明するように、サンフランシスコ市内の四邑人口の急増期は、一八五二〜五五年と一八六九〜七〇年に二度のピークを迎えている (Mei 1979: 224; Chinn 1969: 20)。

サンフランシスコの中国人社会は、形成の初期において、その人口の九〇%以上を広東省出身者が占めた。それも広東省七二県のうち一五県の出身者に集中するという、特定地域からの人口が激増してつくられていった移民社会であった。なかでも着目すべき傾向は、四邑出身者が人口の八割を占めたことである。四邑以外の広東人移民グループには、広州府に隣接する南海県・番禺県・順徳県の「三邑」の出身者、香山県（現在の中山市）出身者、そして新安県出身の客家があり、こうした同郷のまとまりは、言語を同じくする集団でもあった。広東での方言の違いは、互いに意思疎通ができないほどの差異を有したため、サンフランシスコでも、「同郷」は言語ごとのまとまりを意味した。サンフランシスコの広東人社会は、「台山語」と呼ばれる四邑方言、広州・香港・マカオ周辺で話される標準広東語、そして香山県で話される香山方言という、おおよそ三つの言語グループに大別できた (Chinn 1969; Hoy 1942)。すなわち移民の日常生活では、「どの国」から来たかよ

の性格を強めていき、一八八〇年代までには、いわゆるチャイナタウンへと成長した (Chinn 1969)。

中国人はここで必要な社会サービスを得て暮らすために、地縁や血縁、義兄弟の血盟など、多様な団体結合に則つて大小の相互扶助団体を結成した。これらの団体の代表や役員などの要職は、自らの店舗を持つ比較的裕福な華商、より特定的には中国人移民自営業者が占めた。要職に就く華商は、団体の成員の公選を経ており、コミュニティ内の治安の維持やコミュニティ外のアメリカ社会との折衝、中国移民の代筆や、中国人の間の紛争調停など、人と人々とを繋ぐ仲介者の役割を担っていた。読み書きの教養と人格、現地情報と相応の資本の規模という条件が備わった華商は、人の信頼関係を繋ぐ結節点となった。またそうした条件を備えて団体の役職に就くことで、現地コミュニティでの社会的上昇を果たし、影響力を強めていったのである。一方で、こうしたコミュニティのあり方は、ごく少数の有力な華商が資本規模の劣る華商や経済的弱者を搾取する構造を生み出し、チャイナタウンの階層化を助長した (Genthe et al. 1984)。とくにサンフランシスコでは、ペルーやシカゴなどの規模の小さい中国移民社会に比べると、地縁で結成するそれぞれの同郷会館の規模が大きく、影響力が強かったことが指摘されている (McKeown 2001)。

同郷会館は、広東を含む中国華南地域の出身者が、移動

先での便宜のために、国内で歴史的に発達させてきたものである。祭祀儀礼の空間と一時滞在のための宿泊の空間という二つの条件をそろえて、人の移動の中継施設となるよう最低限の機能を備えれば、会館は会館として成立した。具体的には、まず本部となる堅固な建物を確保し、そこに宿泊所と廟を設けるか、あるいは建物そのものかその一室に祭壇を設けて廟とし、会則を用意すれば、成立するものであった (Armentrout-Ma 1984)。

サンフランシスコの同郷会館も、これを踏襲しており、宿泊と祭祀の機能を持っていた。たとえば一八五一年に成立した「四邑会館」は、市内中心部のバイン街に土地と建物の不動産を所有し、レンガ造りのビルに会館の扁額を掲げて、移民たちの生活空間において完全に可視化されていた。内部には関帝廟と、短期滞在者用の宿泊部屋、老人や病人や貧しい者を一時的に収容して簡単な医療を施すことのできる、善堂としての部屋をも設けていた。また、新来者の離発着に伴う世話、不慣れた土地で生活や仕事の開始に必要な補助、病人や遺骨の本国送還、貧者の葬式、募金した成員の名前の公開なども行っていた (Speer 1880)。

このように、南中国で発達した移動のための文化的・慣習的社会がそのまま移植される一方で、サンフランシスコの同郷会館には、現地独特の状況に対応し、新たに加わっていく機能があった。ここで目配りすべきは、初期サンフ

が中国に帰国するとき借金が返済されていないかを確認したり、領収書の回収や中国から送られてくる請求書の一時預かりなどを確認したり、未回収金の徴収のために金鉱山に徴収人を派遣したり、借金のある者が貧困や疾病で帰国を余儀なくされた場合は返済義務を消失すると決めたりなどである (Speer 1880: 556-558)。

この事例は、サンフランシスコに成立した同郷会館を運営する華商が、広東の社会秩序を再現しつつも、ごく早期から現地の中国移民の状況に合わせて団体を改変し、より適した機能を整えていったことを物語っている。とくに紛争や金銭貸借は、移動性が増したコミュニティにおいては最も問題が生じ易く、管理が難しい。そこで同郷会館は、固定住所を持ち、信頼を得た代表を擁して、移動者が構成員の社会で生じる特徴的な問題に対応する窓口として機能した。その過程で、内部に生活や商いを支える秩序・管理のシステムが編み出されたのである。

広東人が大多数である中国移民社会は、サンフランシスコの北に位置するカナダ太平洋岸のブリティッシュ・コロンビア州ビクトリアにも形成された。一八五八年のカナダのゴールドラッシュ以降、現地には広東や香港からの上陸者や、サンフランシスコから再移民する中国人労働者や華商が増加した。州都ビクトリアにはチャイナタウンが形成され、その内部では職業の多様化が進み、エスニック・コ

ランシスコ中国人社会が非常に高い移動性を持つ人々の形成する社会、いわば「移動者の社会」とでも表現できる性質を有していたことである。一八四八年から中国人の上陸が本格化するため、一八五〇年代はサンフランシスコの中国人移民社会のコミュニティ史において、きわめて草創期に当たる。現地に残された史料には、この時期のサンフランシスコ中国人社会では、遠く中国からやってきてカリフォルニアに上陸し、さらに内陸へと金鉱や砂金を求めて入っていく、長距離移動者が急増しており、同郷会館がそれに合わせて機能を変化させた様相が表れている。

一八五二年につくられた「陽和会館」(別名「陽和公司」)は、開設時には中国国内の会館のような一般的な会則を設けていたが、会館の代表である華商たちが、新たに上陸してくる移民の質が劣るようになってさまざまな問題が急増した、と強く意識して、一八五四年一〇月にアメリカの習慣と一致するように会則を改定した (Speer 1880: 558)。改定会則の特徴は、成員の間の紛争調停、そして会館の貸し付けとその回収の手順に関する規定が、とくに詳細に取り決められているところである。紛争調停はゴールドラッシュで鉱山に入る成員の管理と結びついており、具体的には金鉱山での成員同士の諍いや、成員と白人の間での諍いを対象にしていた。一方、貸し付けに関する規定では、会館の徴収活動の手順が明文化されていた。たとえば、借主

コミュニティとしての経済と文化空間が成熟していった。特にここではサンフランシスコからカナダに拠点を移した中国人移民自営業者の存在が大きく、サンフランシスコとの往来を続けながらビクトリア中国移民社会の指導的役割を果たす者も少なくなかった。この地の移民社会も高い移動性を持っていたのである (Con et al. 1982; Yee 1984: 1986)。

II 中国移民社会に作用する 近代国家のファクター

サンフランシスコのチャイナタウンは、一八八〇年までに、太平洋対岸に形成された中国人の居住空間かつ商業空間として充分に成熟した。しかし一八八〇年にいたる時期は同時に、アメリカ西海岸の中国人排斥運動が、私的で散発的なレベルから、公的で組織的なものへと変質し、高まっていた時期にも当たる。

カリフォルニアの白人政治家やヨーロッパからの白人労働移民たちが中国人に向ける警戒や敵意は、ゴールドラッシュ期から散発的に見られたが、南北戦争後の不況をきっかけに、労働組合が率いる排斥運動へと発展していった。中国人労働者に向けられた白人労働組合の排斥運動や、

州・市の行政や政治家からの差別的発言、そして一般市民による暴力的迫害は、一八七〇年代から表面化し、カリフォルニア全体で社会化した。

こうして高まった中国人労働者の排斥は、カリフォルニアという地方のレベルからさらに全国化していった。一八八二年五月六日にアメリカ連邦議会は「中国人上陸制限法一五条」、いわゆる排華法を布いた。排華法は、中国からアメリカ合衆国への労働移民を、熟練・未熟練の別を問わず一〇年間停止するとし、また別法で、すでに国内に居留している中国移民の帰化申請を、「帰化不能外国人」に当たるとして拒否することが定められた。これ以後、中国人移民に対する制限措置は徐々に強まり、ついには一九〇四年には排華法の無期限延長が決定された。排華法は一九四三年一月三日に撤廃されるまで続いたため、現地の中国移民は、じつに六〇年間の長い排華法時代を生きた。一八八二年排華法は、アメリカ合衆国が特定の移民グループの上陸と自国内における市民としての権利を連邦法によって制限した、初の人種差別法として歴史的に位置づけられる。それと同時に、アメリカ国民に誰を包摂し誰を排除するかと言う、その境界線を設けた、つまりはアメリカの近代国民国家化の進展を示してもいた（油井 1989: 1994・貴堂 1995）。

これとほぼ同様の動きが、ブリティッシュ・コロンビア（Whiteness）が基準となり、基準に漏れた中国人を排除する動きが強まっていたのである。

アメリカの排華とカナダの排華についての経過をみてみると、そこには同様の背景が認められる。一八六〇年代から八〇年代にかけて、カリフォルニア州の地方社会とブリティッシュ・コロンビア州の地方社会が、それぞれアメリカ合衆国そしてカナダ連邦の国民国家化のプロセスに組み込まれ、それによって主流社会のマジORITYである白人住民がめざした共同体の未来から、中国人が締め出されていった。北アメリカ太平洋岸一帯の中国人排斥とは、受け入れ国の近代国民国家化と表裏一体の現象として、特定の移民集団が「国民」の枠外に位置づけられたことを意味していた。この影響によって、北アメリカのチャイナタウンは中国移民のシェルターの役割を果たすようになり、それまで都市の中心部のみならず、都市郊外や近隣そして内陸の白人の小コミュニティにつくられつつあった小規模の中国人集住地は姿を消し、その住民たちはサンフランシスコやビクトリアのチャイナタウンに流入した。排華の影響によって、北米のチャイナタウンは今日目視できる形態の凝集性を増したのである。

一方、中国移民社会自体も、一八八〇年代に転換を迎えた。その変化をもたらしたのは、出身国中国で始まったばかりの、対外業務の機関やシステムの整備であった。清朝

州でまったく同時期に起こっていた。ブリティッシュ・コロンビアは、一八七一年にカナダ連邦に加盟してカナダの一州となった、新しい州であった。この地域の在留中国人に対する差別や排斥感情は、カナダのゴールドラッシュが終息した一八六〇年代から、私的な嫌悪として表面化していたのだが、一八七一年ブリティッシュ・コロンビア州の成立後すぐに、中国人排斥は公的な性格を帯び始めた。政治家の発言や在留中国人を標的とする事件、反中国人運動の結成と活動、さらには中国人人頭税の議案として実体化したのである。カナダでアメリカ同様の内容を持つ排華法が成立したのは一九二三年「移民法」からであり、アメリカに比べてカナダの中国人排斥はやや穏やかな印象がある。しかし、アメリカの一八八二年排華法の成立とほぼ同時期である一八八五年、カナダ連邦政府は中国人に五〇ドルの人頭税を課すと決定した。つまり北アメリカの中国人排斥は、カナダでもアメリカでも、一八八〇年代に居住先の国家による、特定の法の制定という段階を迎えていた。議論を戻せば、こうした経過をたどったブリティッシュ・コロンビア州での中国人排斥運動の社会化について、ウォード（Ward 1978: 30-31）は、先のアメリカの国民国家化と同様のメカニズムで説明している。すなわちカナダ連邦への加入によって現地の白人社会の共同体意識が高まり、その共同体への受け入れ資格として「白人性」

では、一八六〇年の北京条約を受けて、一八六二年に中国ではじめて、諸外国との対外業務全般を扱う中央官庁として総理各国事務衙門（総理衙門）が誕生した。総理衙門は諸外国との外交や通商、それに伴う交渉を担う部署であったが、近代的な外交機関というよりも、対外関係で派生するすべての関連業務を意味する、いわゆる「洋務」を扱うための機関であって、従来の清朝の官庁のしくみを多分に反映していた（川島 2004: 81-85）。また清朝では、中国におけるイギリスの通商活動を参照して、領事とは、当該国における自国民の保護者であると同時に、貿易監督官として自国民の商業活動を管理するものと見なしていた。そのため、南米をはじめとする海外の中国人労働者や華商の保護問題に関しては、その管理を前提に領事派遣を本格的に検討した（箱田 2002）。

こうした機構的ハイブリディティや独自の領事観を反映して、清朝における一八七七年の海外常駐外交使節制度の発足と一八七八年から始まる南北アメリカへの公使派遣には、現地の中国人居留民が抱える問題への対応が強く意識された。たとえば、当時の駐米公使にとって、「僑務」と呼ばれる海外華僑関連の事務や交渉業務一般が、その職務上きわめて重要であった。当時の駐米公使はアメリカ合衆国のみならずスペインとペルー公使をも兼任し、スペイン領キューバとペルーで頻発していた中国移民の身体や財産

を脅かす問題に対応しようとした(園田 2000)。実際、広東人移民社会は北アメリカ太平洋岸のみならず、カリブ海地域やパナマ地峡、南アメリカの太平洋岸にもつくられ、チャイナタウンとして知られるエスニックな飛び地が、サンフランシスコ、ニューヨーク、カナダのビクトリア、ペルーのリマやカリヤオ、キューバのハバナやマタンサスなど、南北アメリカの複数の都市に出現していた(園田 2009)。このため、アメリカ合衆国への公使派遣が実現すると、一八七九年のワシントンDCにおける清朝公使館の設立以後、清朝の領事館がハワイ、サンフランシスコ、ハバナ、マタンサス、リマ、ニューヨーク、カリヤオの順に、その地のチャイナタウンの只中に次々とつくられた。それによって現地の中国移民社会に生じた最大の変化は、中華会館と呼ばれる体制がつくられていったことである。

Ⅲ サンフランシスコにおける 中華会館の設立

一八七九年、サンフランシスコのチャイナタウンに清朝の領事館が設立されると、ほどなくして一八八二年一月二〇日、「サンフランシスコ中華会館(金山中華会館)」が設立された。サンフランシスコ中華会館は現地に成立して

いた複数の華僑・華人団体の統括団体であり、既存の地縁・血縁団体を束ねる上位装置としてつくられたものである。厳密な団体というよりも、有力な同郷会館の代表で構成される、協議の場という性格を持っている(Nee et al. 1972)。

その設立には、一八八二年にサンフランシスコ総領事として着任した黄遵憲(一八四八―一九〇五年。総領事の任期は一八八二年四月―八五年九月)が、コミュニティを牽引する有力な華商に呼びかけて実現させた経緯があった。つまり中華会館は、移民の出身国から派遣された官人が直接的な役割を果たし、それに華商が応えることで成立したものである。

黄遵憲が統括団体をつくるよう華商に勧めた直接の原因は、一八八二年排華法の発効であった。排華法下のサンフランシスコで中国人が暮らしていくに当たり、黄遵憲は、中国人の共通の利害を扱い、共通の利益を保護する必要性が高まると考えた。現地に成立していた六つの有力な同郷会館は、黄遵憲の助言を容れて、従来成立していた「中華会館」と「総会館」を合併し、新しい「中華会館」にする と決定した(Chinn 1989: 5; 黄遵憲 1883: 32-33, 53)。こうして成立したサンフランシスコ中華会館は、会員登録によるコミュニティ人口の把握、華僑・華人団体の間で起こる紛争の調停や、現地中国人への中国語(当時は広東語)教育、

自営業者の商店を守る自警団の組織、医療福祉活動、本国への運棺と送骨、市・州・連邦政府に向けて文書で行う排華法への抗議活動、華商の経済活動の振興につながる諸活動などを行った(Hoy 1942: 19-23)。つまり従来の華僑・華人団体が果たしていたと同様の福祉・社会サービスを提供し続けながらも、アメリカ社会に対し、居留中国人の代表として全体活動をする際には、その担い手となった。アメリカでの排華は同郷の別なく、現地中国人みなに等しく降りかかる問題であったため、同郷結合のさらに上位のまとまりとして、「サンフランシスコの中国人」を共通の分母とする団体が必要になったのである。

サンフランシスコ中華会館はコミュニティに対する包括性を持つよう、工夫が見受けられた。中華会館の会則「中華会館章程」では、①資金の管理は有力な同郷会館の輪番制とする、②六つの同郷会館それぞれの代表を中華会館の役員「董事」に任命する、③「董事」の上に中華会館の代表となる「総董事」職一席を設けるが、これを六人の董事が四か月任期の輪番制をとる方式とする、④「紳董」六〇名を任命する、などが定められた(黄遵憲 1883: 53, 57)。

①②③の取り決めをみると、中華会館の重要職を、特定同郷会館や役員数の多い団体が独占することがないよう、公平性を保つ配慮がなされている。これは同郷集団の間で権力争いが起こるとコミュニティの分裂につながるた

め、統括団体を通して移民社会をひとつにし続けられるよう、分裂抗争の予防として考案されたものである。また④の紳董とは、コミュニティ内の大小の華僑・華人団体から任命された要員である。黄遵憲は、何か対応すべき事が生じたときに最も適切な措置をとれるよう、紳董を設けることで、問題に応じて、各団体の持つ人脈や情報網を借りられると説明している。これによって中華会館は、排華法下のサンフランシスコで中国移民社会を包み込み、連絡の行き届く「回路」を整えた(黄遵憲 1883: 57)。

さらに、中華会館の成立以降、サンフランシスコ広東人移民社会では、最上の権威として、「本国」を戴くようになり、中国が移民の「本国」として新たに意味づけしなおされた。まず人事面にそれが表れた。サンフランシスコ中華会館の董事と総董事は、清朝の駐米公使とサンフランシスコ総領事が証明書を給付し、その許可を得て正式に就任すると定められ、中国移民コミュニティの代表の承認は、最終的に官権をもって行われることになった。また、コミュニティの公共事業への募金の徴収活動においては、中華会館が中心的役割を果たし、高額募金者には額の多い順に本国、駐米公使、サンフランシスコ総領事が褒章した(園田 2009: 190-199)。

とはいえ、移民社会内部の官商関係には、一概に単純な上下関係とはいえない、官が商以上のコミュニティの調整

役を引き受けることもあった。これは黄遵憲が広東省嘉應州の生まれで、大多数の在米中国人と同じ、広東人であったことと密接に関わっている。本国官人とはいえ、コミュニティに向かうとき、黄遵憲は単純に上から権力的・権威的な姿勢をとっていたわけではなく、東奔西走して自らの手で分裂した同郷会館を再統合させている。サンフランシスコ中国移民社会はもとと住人の圧倒的多数を占める四邑系の会館の分裂抗争や結社の抗争による、不安定な社会として特徴づけられる。黄遵憲の着任の三年前、四邑系の「合和会館」が会員の諍いに端を発して四つに分裂していた。黄遵憲は着任後にこれらの会館の代表たちと何度も面談して直接その意向を聞いたり、分裂に伴う各会館の支出を算出させたり、不動産の現状を調べたりと、華商の確執や利害関係に深く立ち入った。そして調停役を果たしながら、四つの会館を再度ひとつの合和会館として再統合させ、それを新生のサンフランシスコ中華会館に迎え入れた(黄遵憲1882:33-36)。

移民社会にとって、その日常生活においては、「出身国」は特段大きな意味を持つものではなく、むしろいつか帰国する場所——この場合は広東という、私的レベルでのいわゆる故郷が意味を持つ。しかし、国民国家が出現する近代という時期には、居住国が国民国家の枠組みを整備する過程で、移民側には不利で非友好的な「国民」の基準や共同

体の外枠を設定し始めた。このとき、移民側は移民先社会で生活の秩序と安定を得るために、「出身国」にひとつの意味を見出した。

サンフランシスコ広東人移民社会の事例では、一九世紀末から二〇世紀初頭の中国移民社会における「本国」は、明確な実体としての国家というよりも、むしろ本国の在在外常駐使節制度という機関に則って、海外移民の現地生活に一定の方向性や現地における活動の安全を確保し、選択の幅を広げる、近代ならではの規範が移民社会に出現したと解釈すべきものである。移民社会に「近代」移民社会と呼ばれる段階が来るのは、まさに出身地のみならず、出身国にも意味を見出すような、移民コミュニティ内部のシステムが生まれたときだといえよう。それは具体的には、海外中国移民社会で領事という官が、まず、権限を持つ者が限定的であるため、限界まで利害と確執が深まった華商の間関係を、権威職の立場から調停し安定をもたらしたり、また、コミュニティ外のアメリカ社会の排斥運動に代表団体として抗議したり、さらには、コミュニティ内部の確執・分裂・抗争を極力抑えることで代表団体の権威を維持したりして、統括団体の形態を維持するために腐心したりする活動の中で実現した。本国派遣の官人による直接的な働きかけは、移民社会を近代移民社会足らしめる、重要なファクターのひとつであった。

IV ビクトリアへの中華会館の伝播

目配りすべきことに、黄遵憲の主導による統括団体の設置の動きは、アメリカのみならず、カナダ太平洋岸の中国移民社会にも及んでいた。一八八四年三月、ブリティッシュ・コロンビア州ビクトリアの華商は、カナダにおける中国人人頭税法の立法に向けた議論の高まりに危機感を抱き、排華法に対抗し、かつ、中国人社内部で問題視されていた中国人娼婦を根絶するために、コミュニティの安定を図る必要があると考えた。四月にサンフランシスコに南下したビクトリアの華商四名は、黄遵憲に面会して、ビクトリアに「中華会館」をつくるための助力を願う連名申請書を提出した(CCBA 1884-1922; Lai 1972)。

カナダには清朝の在外使領館がなかったため、現地華商たちはサンフランシスコの清朝の総領事館に接触することを選んだのだが、特に黄遵憲の助言を仰いだ直接の理由は、その華僑保護への取り組みに対する中国移民社会の高い評価であった。黄遵憲の采配に対する評価はすでに各地の中国移民社会で高く、ビクトリア華商にも伝わっていた。またビクトリア華商は、中国移民コミュニティの秩序安定を図る組織として、すでに「中華会館」というシステ

ムを知っており、注目していた。サンフランシスコとビクトリアは地理的に近いため、両都市のチャイナタウンの間では、人の移動とともに情報伝達がさかんで、北米の太平洋岸の中国移民社会の空間が緩やかに連結されていたことが理解できる。

黄遵憲は、中華会館を設置すれば、紛争調停や排華の被害に対する共同対応の場ができ、弱者を救済する慈善活動もできるようになって、コミュニティがひとつにまとまる利益は非常に大きいだらうと返答した。そして中華会館会

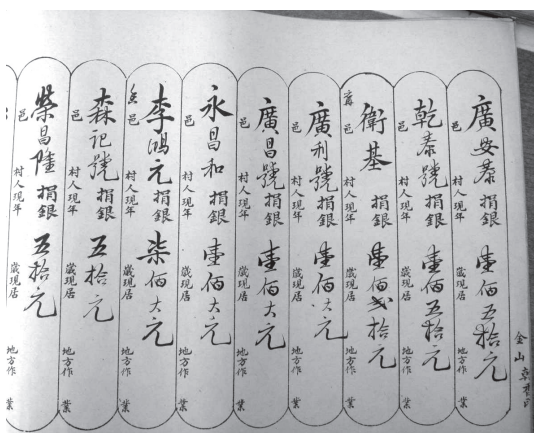


写真1 サンフランシスコ総領事館員の指導に忠実に従って作成された募金帳(ビクトリア大学所蔵)



写真2 このとき成立したビクトリア中華会館（写真右）

則を作成し、募金から設立経費を捻出して運営するという手順をビクトリア華商に示した。次いで、サンフランシスコから二名の領事館員をビクトリアに派遣し、中華会館を立ち上げる一連の準備を指導させた。二名の領事館員は、ビクトリアで華商に対して中華会館の成立に必要な形式や手続きを指導し、とりわけ募金の徴収やその記録の管理のしかたなどを細かく助言し、コミュニティに対して実務処理を透明にし、誠実であるよう注意まで促した（CCBA 1884-1922）。これは先にサンフランシスコ総領事館がサン

らの布告を得ずに新しい華僑・華人団体を設立することも禁じられた。ここには会館の分裂に伴う抗争と治安悪化を経験したサンフランシスコでの教訓が生かされているのである（CCBA 1884-1922）。

こうした経緯から、黄遵憲がサンフランシスコでの経験に照らして、ビクトリアの事態を捉え、この地における中華会館の設立を実現させたことがわかる。さらにビクトリア中華会館の設置プロセスには、サンフランシスコの場合とよく似た、官商の協力関係が見られ、ここにはアメリカ合衆国と同様にカナダでも排華法の成立が現実味を帯びてきたことが最大のファクターとして働いている。こうして、サンフランシスコで華商や官が培った手筈や教訓といった情報が、ビクトリアという別の中国移民社会の華商に伝播したのである。情報の伝播によって別地で近代移民社会の成立が実現する、という現象は、中国の在外常駐制度と密接に関わっていた。

ビクトリア中華会館に対して、現地華商は非常に協力的であった。設立時の募金に応じるのみならず、中華会館の役職には積極的に就いた。最初に黄遵憲に面会した四人の華商は全員中華会館の代表と副代表に就任しており、現地移民社会における権威を確かなものにした（CCBA 1884-1922）。

フランシスコ中華会館を設立した折、そこで蓄積した情報や秘訣を伝授したものであった。こうして一八八四年八月三日に、「ビクトリア中華会館（域多利中華会館）」（正式名称は「中華仁愛周済会館」）が二名のサンフランシスコ総領事館員の立会いのもとで、ビクトリア中国移民社会を代表する統括団体として正式に成立した。

ここには、中国移民コミュニティからの要請に応じて、ある中国移民社会から別の中国移民社会へと、官のチャネルを通じて情報が伝わった事実を確認できる。そうした情報の伝播の結果、ビクトリアのチャイナタウンはコミュニティ管理の面で、サンフランシスコのそれとの類似性を増したと言える。

たとえば、ビクトリア中華会館の役員組織はサンフランシスコ中華会館を踏襲していた。役員はすべて任期制かつ公選制で、代表の「正董事」二名はそれぞれ一名は三邑出身者、もう一名は四邑出身者が就くと定められた。これは、ビクトリア中国移民社会も三邑や四邑などの同郷意識が強く、要職における権力や権威の公平性を徹底しなければ分裂する可能性が潜んでおり、それに対応したと理解できるのである。また、サンフランシスコの「紳董」同様の役割を果たす、「副値事」八〇名も任命された。中国移民社会をひとつにまとめ続けるために統括団体が抗争で分裂する事態を防止しようと、中華会館会則によって、中国官人か

おわりに

——人の移動・移民から描く地域のまとまり

以上、一九世紀後半の北アメリカ太平洋沿岸における中国移民社会の形成を例に、近代移民の社会空間の成立をみてきた。一八八〇年代に入るまでに、この地域には広東人移民の自律的なエスニック・コミュニティが成熟した。商業コミュニティとしての性格を増すその内部では、広東地方社会と同様に、自助団体が結成された。そうした自助団体は、北米の移動性の高いコミュニティで特徴的に生じる問題に対応しながら、さまざまな工夫を編み出していった。そして少数の華商がそのようなチャイナタウンの実力者として、コミュニティを牽引するようになったのである。

これに、清朝が派遣した外務官僚や領事が僑務の文脈から関わることで、その自治の構造は次の段階に進んだ。一八八二年にサンフランシスコで中華会館がつくられると、中華会館の総董事や董事など、清朝公使や領事が中国移民コミュニティに向けて新設した役職には、従来から影響力を持つ華商が積極的に就いた。こうして華商は、官権を有して本国から現地に派遣された「官」からコミュニティを管理する権限を承認されていき、そのまま商業コミュニティ

ティにおける地位を強化したのである。しかし、これによって従来同郷団体や有力な自営業者個人に権威があった海外移民社会は、「本国」を上位とする社会へと向かい始めた。これは自律的なエスニック・コミュニティであった現地移民社会が、官権と結びついた「商」を通して、中国の官側からの提案を容れて制度化を開始したことを意味している。

これを移民社会の再編と呼ぶならば、再編の内実は、移民社会の商と出身国の官との間で、中華会館の設立を通して、移民社会内部の政治的・文化的正統性を「本国」に帰する、新しい価値観を移民の自治空間で強化したものと見える。遠隔地にありながら、中国移民社会にとって「本国」や「中国」がかえって近い存在になるのは、海外移民コミュニティと「本国」とが連結されて現出した「場」が一八八〇年代に成立したことで無関係ではない。政治的・文化的正統性の拠り所として「本国」の影響力が移民社会のなかで強まったのは、国家を不可欠のファクターとするミクロの民間行政空間の成立を意味する。これは単なるエスニック・コミュニティや生活圏の成立とは異なっており、この空間の成立こそ、ミクロ・リージョンの成立として捉えられよう。そのような近代中国移民社会の空間が成立したサンフランシスコと、類似の背景と経緯から新たなミクロ・リージョンが成立したビクトリア中国移民社会の

間には、官のチャネルを通して前者から後者へと制度化のための情報が伝授された歴史的事実があった。北アメリカ太平洋岸では、二つ以上の中国移民のミクロ・リージョンが、地理的遠隔を越えて緩やかに連結された空間となり、移民によって描かれる地域的まとまりとして現出してきたのである。

中華会館はこの後、清朝の駐米公使の主導によって、一八八〇年代から九〇年代にかけて、ペルーやキューバなどの南北アメリカ各地の主要な中国移民社会いずれにも設立された。いずれの地域でも中華会館は従来の華僑・華人団体の持つ相互扶助・宿泊空間・善堂の機能を備えつつも、清朝や、さらにその後の中華民国の総領事館とも密接な関係を維持して、中国を移民の「本国」や「祖国」として位置づけ、現地移民社会の政治的・文化的正統性が帰する対象とし続けた(園田 2009)。移民コミュニティが本国への強い意識を向ける文化的政治的「場」が、南北アメリカ各地の中国移民社会に成立し、南北アメリカのスケールで複数のミクロ・リージョンが存在するようになると、緩やかに連結するその広域性も、同時に見られるようになっていた。移動や移民がテーマである場合、地域の境界や外郭の設定はとりわけ可变的になっていき、ときに地理的な括りを越えたまったく新たな地域の範囲となる。そのメカニズムは、まさに国家の現出する近代の時代性と、表

裏一体なのである。

人の移動や移住・共生をテーマに地域の範囲はどこまでか考究するとき、それは越境する生活者——移動する人々の生活に絡む事柄、たとえばコミュニティの形成と維持・経済活動・将来的な戦略を考える意識が及ぶ範囲として考えることができる。とくに、海洋を越える近代の人の国際移動や近代海外移民の場合、その生活が関わる地域は、国家の存在を不可欠の要素に加えて括られる、空間や「場」として成立するのである。移動や移民による地域の括りはあくまで移動する「人」に求められるがゆえに、地理的括りを逸脱した、伸縮する地域が立ち現れるのである。

●参考文献

- 内田直作 (1976) 『東洋経済史研究Ⅱ』千倉書房。
川島真 (2004) 『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会。
貴堂嘉之 (1995) 『帰化不能外人』の創造——一八八二年排華移民法制定過程——『アメリカ研究』二九号、一七七一—一九六頁。
園田節子 (2000) 『出使アメリカ大臣の「洋務」と「僑務」——南北アメリカへの「ひと」の移動と清国常駐使節の設置——』『年報地域文化研究』三三号、一八九—二〇九頁。
—— (2009) 『南北アメリカ華民と近代中国——一九世紀トランズナショナル・マイグレーション』東京大学出版会。
成田節男 (1941) 『華僑史』蜚雪書院。
箱田恵子 (2002) 『清末領事派遣論——一八六〇、一八七〇年代を中心に——』『東洋史研究』六〇巻四号。

油井大三郎 (1989) 『一九世紀後半のサンフランシスコ社会と中国人排斥運動』油井大三郎・伊藤定良・松野妙子・木畑洋一・高田和夫編著『世紀転換期の世界——帝国主義支配の重層構造』未来社。

—— (1994) 『米国における「国民」統合とアジア系移民』歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店。

Armentrout-Ma, L. Eve (1984) Fellow-Regional Association in the Ch'ing Dynasty: Organizations in Flux for Mobile People. A Preliminary Survey. *Modern Asian Studies* 18(2): pp.307-330.

Chinese Consolidated Benevolent Association (1884-1922) Chinese Consolidated Benevolent Association Fonds 域埠中華會館歴史文獻. University of Victoria Archives & Special Collections/ Victoria, British Columbia, Canada.

Chinn, Thomas W., Him Mark Lai and Philip P. Choy (1969) *A History of the Chinese in California: A Syllabus*. San Francisco: Chinese Historical Society of America.

—— (1989) *Bridging the Pacific: San Francisco Chinatown and its People*. San Francisco: Chinese Historical Society of America.

Con, Harry, Ronald J. Con, Graham Johnson, Edgar Wickberg and William Willmott (1982) *From China to Canada: A History of the Chinese Communities in Canada*. Minister of Supply and Services Canada.

Genthe, Arnold and John Kuo Wei Tchen (1984) *Genthe's Photographs of San Francisco's Old Chinatown*. New York:

- Dover Publications, Inc.
- Hoy, William (1942) *The Chinese Six Companies: A Short, General Historical Resume of Its Origin, Function, and Importance in the Life of the California Chinese*. San Francisco: The Chinese Benevolent Association.
- Kuhn, Philip A. (1997) The Homeland: Thinking about the History of Chinese Overseas. *The Fifty-eighth George Arnest Morrison Lecture in Ethnology*. The Australian National University.
- Lai, Chuen-yan (1972) The Chinese Consolidated Benevolent Association in Victoria: Its Origins and Functions. *BC Studies* 15: 53-67.
- Lai, Him Mark (2004) *Becoming Chinese American: A History and Communities and Institutions*. Call: AltaMira Press.
- McKeown, Adam (1999) Conceptualizing Chinese Diasporas, 1842 to 1979. *The Journal of Asian Studies* 58(2): 306-337.
- (2001) *Chinese Migrant Networks and Cultural Change: Peru, Chicago, Hawaii, 1900-1936*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Mei, June (1979) Socioeconomic Origins of Emigration: Guangdong to California, 1850-1882. *Modern China* 5: 463-499.
- Nee, Victor G. and Brett de Bary Nee (1972) *Longtime Californi: A Documentary Study of an American Chinatown*. Stanford: Stanford University Press.
- Speer, William (1880) *The Oldest and the Newest Empire*.

- Cincinnati: National Publishing.
- Ward, W. Peter (1978) *White Canada Forever: Popular Attitudes and Public Policy toward Orientals in British Columbia*. Montreal: McGill-Queen's University Press.
- Yee, Paul (1984) Business Devices from Two Worlds: The Chinese in Early Vancouver. *BC Studies* 62: 44-67.
- (1986) Sam Kee: A Chinese Business in Early Vancouver. *BC Studies* 69(70): 70-96.
- Yen, Ching-hwang (1985) *Coolies and Mandarins: China's Protection of Overseas Chinese during the Late Ch'ing Period 1851-1911*. Singapore: Singapore University Press.
- 黄遵憲 (1882) 上鄭玉軒欽使稟文 (中国社会科学院近代史研究所 (1984) 『近代史資料』 総五五号、三一一—七二頁所収史料)。
- 李東海 (1967) 『加拿大華僑史』 加拿大自由出版社。
- 李東海主編 (1960) 『加拿大域多利 中華會館成立七五周年 華僑學校成立六〇周年記念特刊』 加拿大域多利中華會館・域多利華僑學校。

(そのだ せい) / 神戸女子大学文学部)